

公 告

屋久島町地域雇用創造推進協議会
会 長 安 齋 清 春

屋久島海産物における新加工特産品の業務委託について

1 委託業務名

「屋久島の海産物新加工特産品のパッケージデザイン等業務」
・屋久島町の主要産業のひとつである海産物を使った新たな特産品を効果的にプロモーションできるパッケージデザイン業務

2 業務について

(1) 業務名

観光ビジネス戦略事業 特産品開発 新加工特産品開発におけるパッケージデザイン業務委託

(2) 事業目的

屋久島町の主要産業のひとつである漁業において、屋久島産海産物を活用した新加工特産品の開発と、屋久島らしさをアピールする新商品化を目指す。またプロポーザル方式を活用することにより、屋久島町内のデザイン力を上げることとデザイン能力を持つ人材を発掘する。

3 委託内容（仕様）

- ①業務名 観光ビジネス戦略事業 特産品開発 新特産品のパッケージデザイン業務
- ②委託期間 契約締結の日から平成 27 年 1 月 30 日
※詳細な日程は、屋久島町地域雇用創造推進協議会（以下「協議会」）と契約業者と協議の上決定する。
- ③委託内容 新特産品のパッケージデザイン及びリーフレット等デザインに係る一式とする。
- ④納入場所 屋久島町地域雇用創造推進協議会（熊毛郡屋久島町安房 1250-3）
- ⑤業務内容 商品パッケージデザインの作成
委託者の指定する品目（屋久島産海産物を活用した新特産品）について、

商品の特性や素材、屋久島町のイメージを考慮したパッケージ等のデザインの作成。

⑥成果品 ア. パッケージデザイン

- ・印刷入稿データ
- ・印刷見本

なお、その他委託作業により作成した資料一式については、その都度納品すること。

⑦成果品の帰属

納品されたパッケージデザイン等の著作権及び二次利用権は、屋久島町地域雇用創造推進協議会に帰属するものである。

4 委託金上限

一金 上限100,000円（消費税別途）

5 履行期限

平成27年1月30日

6 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 屋久島町内在住の個人、または屋久島町内に事業所がある事業主。
- (2) 参加申込み時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てが行われた者でないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

7 提案書類等提出、審査についての留意事項

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（第1号様式）
- ② デザイン提案書提出届（第2号様式）
- ③ デザインサンプル（様式は任意。詳細はHPにて）
- ④ 同種業務のこれまでの実績（任意提出：他業務で製作した成果物等）

(2) 提出部数 正本1部 副本4部 (副本4部は複写可)

(3) 提出方法

提出期限までに事務局、協議会事務所に持参又は郵送

(4) 提出期間

平成26年12月9日(火)～平成27年1月5日(月)

(5) 審査方法

屋久島町地域雇用創造推進協議会会長の指名する者で組織された審査委員会において、提出された提案書等の審査を行う。

審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点数にて競う、「総合評価方式」により行い、総合得点数が最も高い企画提案を行った事業者を再委託契約候補者として選定する。

(6) 審査項目

ア. デザイン提案書に対する評価

(7) 審査結果の通知

企画提案の審査実施後、電子メールにて各方に通知する。ただし、審査結果については、異議の申し立ては受け付けない。

(8) 提出書類等の帰属等

本企画提案募集に際し、提出された書類等に関する権利及び事業実施による成果品に関する権利は、すべて屋久島町地域雇用創造推進協議会に帰属するものとする。

採用・不採用に関わらず、提出されたデザインは希望者に限り、屋久島マルシェに掲載します。

(9) 提案者の失格等

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本公告に違反すると認められる場合
- ⑤ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- ⑥ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ⑦ 企画提案参加者が、複数個所への提案書の提出を行っていた場合。

(10) 提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替えもしくは再提出は認めません。(誤字、脱字等の軽微なものを除く。)

(1 1) 辞退

書類を提出したあとに、辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。

(1 2) 選定結果の通知

選定結果については、各提出者に通知する。ただし、評価内容など合否以外の結果については公表しない。

(1 3) 委託契約の締結

選定された事業者と契約条件を協議の上、契約を締結する。また、辞退その他の理由により契約が締結できない場合は、次点の者と交渉を行うものとする。

ア 契約書作成の要否 「否」

イ 履行期間 契約締結の日から平成 26 年 1 月 30 日

8 デザイン提案書の作成要領

(1) 提出する提案書類の規格は基本 A4 版とする。

(2) デザイン提案書提出届には、デザインに対しての解説、企画したデザインのポイント、作成の背景等、提案主旨を明確に示すこと。

(本デザイン提案は、本業務における取組方針について、デザインの提案を求めるものであり、成果品の提出を求めるものではない)

(3) 屋久島町のイメージを含み効果的にプロモーションする為の基本的な考え方、キーワード、作成イメージ等を盛り込むこと。

9 提出先及び問い合わせ並びに納品先について

〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房 1250-3

屋久島町地域雇用創造推進協議会

担当：緒方

電話番号 0997-46-2520

F A X 0997-46-2520

電子メールアドレス info@next-yakushima.com

10 質問について

本要領に関する質問については、電子メール及び電話のみ対応することとする。

11 日程

| 内 容 | 日 時 等 | 備 考 |
|-------------------------|--|-----|
| (1) 公告開始 | 平成 26 年 12 月 9 日 (火) | |
| (2) 参加申込書、及びデザイン提案書提出期限 | 平成 26 年 12 月 9 日 (火) ~ 平成 27 年 1 月 5 日 (月) 17 時まで | |
| (3) 選定委員会 | 平成 27 年 1 月 6 日 (火) | |
| (4) 選定結果通知 | 平成 27 年 1 月 7 日 (水) | 予定 |
| (5) 契約・事業開始 | 平成 27 年 1 月 9 日 (金) | 予定 |

12 その他

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 選定結果に対する個別の問い合わせには回答しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書等はすべて返却しないものとする。
- (4) 協議会は、受託者に対して、必要に応じ、業務の状況について報告を求めることができる。
- (5) 企画提案書の提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。
- (6) 提出された提案内容については、当該提案者に無断で二次利用しない。
- (7) 当協議会の活動内容及び事業概要については、下記ホームページを参照のこと。

屋久島町地域雇用創造推進協議会 <http://www.yakushima-town.jp/koyou/htdocs>

13 添付書類

- ・参加申込書 (第 1 号様式)
- ・デザイン提案書提出届 (第 2 号様式)